

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	11
提出時期	平成28年3月(定例会・臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 2015 人事院勧告に基づき国家公務員特別職の職員の期末手当支給月数が増額改正されるため、それに合わせ埴町議会議員の期末手当について同様の改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 2015 年 12 月支給の期末手当を 0.05 月分増額し、平成 28 年度以降は、6 月及び 12 月支給分にそれぞれ 0.025 月ずつ振り分ける。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 12 月 1 日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 2015 人事院勧告に基づき国家公務員特別職の職員の期末手当支給月数が増額改正されるため、それに合わせ町長等の期末手当について同様の改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 2015 年 12 月支給の期末手当を 0.05 月分増額し、平成 28 年度以降は、6 月及び 12 月支給分にそれぞれ 0.025 月ずつ振り分ける。</p> <p>【施行期日】 平成 27 年 12 月 1 日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	平成28年3月(定例会・臨時会)		
案件名	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>増加するイノシシ被害対策のため、広域的に連携組織する鳥獣被害対策実施隊について、必要となる例規を整備するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>新たに設置する鳥獣被害対策実施隊は、地方公務員法第3条の規定による非常勤特別職の職員とし、年額報酬を支給するための規定を追加するもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>平成28年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 法令改正に合わせた引用条項等の改正と、平成27年人事委員会勧告に基づく給与改定を行うため。</p> <p>【具体的な内容】 ①地方公務員法に規定された「等級別基準職務表」の制定 ②福島県人事委員会勧告に合わせた給料表の改定 ③福島県人事委員会勧告に合わせた勤勉手当の増額(0.1月)</p> <p>【施行期日】 公布の日(給料表は平成27年4月1日適用、勤勉手当は平成27年12月1日適用、法令改正関係は平成28年4月1日施行)</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 平成27年福島県人事委員会勧告に基づく給与改定を行うため</p> <p>【具体的な内容】 ①地方公務員法改正に合わせた引用条項の整備(第1条) ②特定任期付職員の期末手当支給割合の改定(第9条) ③福島県人事委員会勧告に合わせた一般任期付職員給料表の改定 (別表第2)</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、必要となる関係条例の規定を整備するもの。</p> <p>【改正が必要な条例】 ①埴町行政手続き条例、②埴町情報公開条例、③埴町個人情報保護条例、④埴町情報考課・個人情報保護審査会条例、⑤固定資産評価審査委員会条例</p> <p>【具体的な内容】 （1）法改正に合わせ不服申立ての類型『審査請求』に一元化 （2）審査会への諮問手続き及び審査会における審議手続きに関する規定の整備</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町行政不服審査法関係手数料条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、同法の規定により提出書類等の写し等の交付を受ける者から手数料を徴収する等のため、この条例を制定するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付を受ける者から手数料を徴収することについて定めること。 (2) 交付の方法について定めること。 (3) 手数料の額について定めること。 (4) 手数料の納付の方法について定めること。 (5) 手数料の減免について定めること。 (6) 既に納付された手数料の不返還について定めること。 (7) 詐偽その他不正の行為により手数料の徴収を免れた場合の過料について定めること。 <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法の改正に合わせ、関係する規定を整備するもの。</p> <p>【具体的な内容】 地方公務員法の改正により、第24条第6項が第24条第5項となる条ずれが生じるため、引用条項を修正するもの。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法の改正に合わせ、降任に関する規定を整備するもの。</p> <p>【具体的な内容】 地方公務員法第28条第1項第2号（心身の故障により職務遂行に支障がある場合）の規定による分限は免職のみであったものを、法律に合わせ「降任」を加えるもの。また、行方不明等に対応できるよう規定を整備するもの。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埜町職員の降給に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地方公務員法の改正に合わせ、職員の降給に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。</p> <p>【具体的な内容】 (1) 職員の降給の種類について定めること。 (2) 職員の降給の事由について定めること。 (3) 職員を降級する場合に通知書を交付することについて定めること。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	平成 28 年 3 月 (定例会)		
案件名	埜町税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>1. 平成 28 年度より、個人の町民税の納付方法を特別徴収にする一斉指定が進み、特別徴収と普通徴収による納付者間の公平性を保った前納報奨金制度を改正（廃止）するもの。</p> <p>2. 地方税法の改正に合わせ猶予制度の規定を整備するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>1. 納税者の公平性を確保するため、埜町税条例第 42 条第 2 項の全文を削除し、個人町民税の全期前納報奨金の交付を廃止します。</p> <p>2. 猶予制度についての規定を整備します。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 猶予に係る徴収金の分割納付等について</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 猶予申請書における記載事項について</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 猶予申請書に添付する書類について</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 担保の徴取基準について</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 猶予申請書の訂正期限について</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 申請による換価の猶予における申請期限について</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案 諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	平成28年 3月 定例会 ・臨時会)		
案件名	埴町商工振興預託金条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 商工振興対策の一環として、指定の金融機関が中小企業者に資金貸付を行うための原資を信用保証協会に預託しているが、ここ数年利用が全くないため、見直しを行うもの。</p> <p>【具体的な内容】 現行条例では、制度利用の有無にかかわらず預託を行うこととなっているものを、各年度ごとに預託実施の有無を選択できるように改正するもの。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	まち振興課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	23
提出時期	平成 28 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されました。</p> <p>【具体的な内容】 放課後児童支援員の要件の一つに学校教育法の規定による教諭となる資格を有する者とありますが、資格の対象となる幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校に義務教育学校が追加されました。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	24
提出時期	平成 28 年 3 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日及び平成 28 年 6 月 1 日に施行されることになりました。</p> <p>【具体的な内容】 小規模保育事業 A 型及び保育所型事業所内保育事業における保育士配置要件の弾力化と、建築基準法施行令の改正による避難用屋内階段の規制が合理化されました。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 28 条第 1 項第 7 号及び第 43 条第 1 項第 8 号は平成 28 年 6 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	25
提出時期	平成 28年 3月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成28年4月1日施行されるにあたり、介護保険法の一部が改正されました。</p> <p>【具体的な内容】 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の項が繰り下げられたため、埜町重度心身障害者医療の給付に関する条例の引用条項の整理をする。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	26
提出時期	平成 28 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	<p>埜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>		
要 旨	<p>【改正理由】 平成 28 年の 4 月から、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護が創設され移行されます。予防給付の通所介護が地域支援事業に移行されるまでの間、当該介護予防通所介護事業所は介護予防通所介護事業所のまま変わりませんが、運営推進会議の設置が義務付けられます。</p> <p>【具体的な内容】 運営推進会議の設置等に関する規定を追加します。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	27
提出時期	平成 28 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 平成 28 年の 4 月から、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護が創設されます。現行の小規模な通所介護（デイサービス）のうち、定員が 19 名未満の事業所を、地域密着型通所介護に移行します。これまで都道府県が事業所を指定していたものが、市区町村の管轄となるため、地域密着型通所介護の指定の際の人員等の基準を定めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 小規模な通所介護のうち、定員 19 名未満の事業所については、地域密着型通所介護とする区分を新設します。 療養通所介護のうち、定員 10 名未満の事業所については、地域密着型サービス事業所に移行します。 すでに都道府県により指定を受けている事業所で、埜町を保険者とする利用者がある事業所については、みなし指定が適用され、条例改正後に改めて指定を受ける必要はありません。指定更新の際には、都道府県に申請書類を提出し、受理した都道府県から町に引き継ぎが行われます。</p> <p>【施行期日】 平成 28 年 4 月 1 日から施行します。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	28
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 消防組織法の規定条項を改める。 消防団員の定数と実数に差異があるため、実数に応じた定数に改める。 団員の指導及び育成にあたるため指導部を設置し、指導部長、指導部の職名を追加する。 消防団の士気高揚と規律ある行動を図るためラッパ隊を設置し、ラッパ隊の職名を追加する。</p> <p>【具体的な内容】 第1条中「第9条」を「第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項」に改める。 第4条第1項中「副団長、」の次に「指導部長、指導部、」を、「班長」の次に「、ラッパ隊長」を加える。 第5条中「及び配置」を削り、「別表第1のとおり」を「380人」に改め、同条に次の1項を加える。 2 消防団員の配置は、埴町消防団組織規則に定める。 第14条中「第2」を「第1」に改める。 別表第1を次のように改める。 別表第1 削除 別表第2を次のように改める。 別表第2(第14条関係) 宣誓書</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	29
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 文部科学省が平成26年7月31日付で策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、埴町の3放課後児童クラブの対象児童を平成28年度から小学6年生までに拡大、さらに土曜日の実施に伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ① 埴町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部改正 ・第3条で定めている分担金の額に土曜日実施分を追加 ・半日の場合は半額とすることを追加</p> <p>第3条に下記の2項を追加する。 (6) 各学期の土曜日に加算する額 ・実施日数が3日以上の場合 2,000円 ・実施日数が2日以下の場合 1,000円 (7) 長期休業中の土曜日に加算する額 ・実施日数が3日以上の場合 2,000円 ・実施日数が2日以下の場合 1,000円</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	30
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埜町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 子育て世帯への支援事業として、平成28年4月から幼稚園の入園料及び保育料を無償化とすることに伴い、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ① 埜町立幼稚園条例の一部改正 ・第4条で定めている入園料及び保育料を無償とする。なお、同条中「ただし・・・」以降は、現行通りとする。 ※入園料 2,500円 ※保育料 月額3,800円(第3階層) 減免なし世帯 ※保育料減免条件項目の廃止</p> <p>【施行期日】 ① 平成28年4月1日</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	31
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埴町奨学資金貸付基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 奨学金の返済にあたっては、連帯保証人を付することとなっているが、親権者等の返済に関する債務が不明確であったため、親権者等においても連帯保証人としての責務を負うことを明記し、責任の範囲を明確にするため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】 ① 埴町奨学資金貸付基金の設置管理及び処分に関する条例の一部改正 ・第7条に奨学生の親権者等が、連帯して履行の責を負うことを第3項として追加する。</p> <p>条例文 3 奨学生の親権者等は、第1項に定める連帯保証人とは別に、奨学資金の返済にあたり奨学生と連帯して履行の責を負う。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行する。</p>		
担当課	学校教育課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	(議案) 諮問・承認・認定・同意・報告	番号	32
提出時期	平成28年3月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埴町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める施設とし、地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」に、埴町体育施設の管理を行わせることができる施設に改正したい。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者による管理の追加 2. 使用料金の収入者の追加 3. 指定管理料の支払いの追加 <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	生涯学習課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	33
提出時期	平成28年3月(定例会・臨時会)		
案件名	埜町山村広場施設設置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】 公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認める施設とし、地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」に、埜町山村広場施設の管理を行わせることができる施設に改正したい。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者による管理の追加 2. 使用料金の収入者の追加 3. 指定管理料の支払いの追加 <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>		
担当課	生涯学習課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	34
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)		
案件名	埜町過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の策定について		
要 旨	<p>【提案理由】 現在の埜町過疎地域自立促進計画は平成22年度に策定され、平成28年3月31日までの計画となっている。</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法が平成32年度まで延長されていることにより、今後、過疎債を利用するためには、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの埜町過疎地域自立促進計画を策定する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議決を求めるものである。</p> <p>【具体的な内容】 別冊、埜町過疎地域自立促進計画(案)のとおり</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	35
提出時期	平成 28 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町辺地総合整備計画の策定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>平成 28 年度～平成 32 年度に実施する予定の事業「那倉矢塚線外補修事業」を辺地対策事業債の対象事業とするため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号) 第 3 条第 1 項の規定により、那倉辺地に係る総合整備計画を策定する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	36																								
提出時期	平成28年3月(定例会)・臨時会)																										
案件名	権利の放棄について																										
要 旨	<p>【理由】 私法上の債権で2年の時効期限を過ぎ、時効援用がされていない給食費11件について、債権者3名の納税状況等からその資力を推察するに、今後の納付が見込めないため、年度末での不納欠損処分をすべく、徴収権の放棄をするものである。</p> <p>【具体的な内容】</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr><td style="padding-right: 20px;">平成17年度</td><td style="padding-right: 20px;">1件</td><td style="padding-right: 20px;">37,800円</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>2件</td><td>108,180円</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>3件</td><td>77,280円</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>1件</td><td>54,050円</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1件</td><td>21,600円</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>2件</td><td>77,210円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1件</td><td>46,410円</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center; padding-top: 10px;">合 計 11件 422,530円</td></tr> </table> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>			平成17年度	1件	37,800円	平成18年度	2件	108,180円	平成19年度	3件	77,280円	平成20年度	1件	54,050円	平成21年度	1件	21,600円	平成22年度	2件	77,210円	平成23年度	1件	46,410円	合 計 11件 422,530円		
平成17年度	1件	37,800円																									
平成18年度	2件	108,180円																									
平成19年度	3件	77,280円																									
平成20年度	1件	54,050円																									
平成21年度	1件	21,600円																									
平成22年度	2件	77,210円																									
平成23年度	1件	46,410円																									
合 計 11件 422,530円																											
担当課	学校給食センター																										